

## 福祉のまちづくり基本方針の見直しに係る検討経緯

令和2年2月12日 まちづくり審議会（第2回）

- ・「福祉のまちづくり基本方針」の見直しについて（諮問）

7月10日 福祉のまちづくり検討小委員会（第1回）

- ・福祉のまちづくりを取り巻く環境の変化と課題
- ・現行福祉のまちづくり基本方針の推進施策の進捗状況と課題
- ・福祉のまちづくり基本方針見直しの論点と検討のイメージ

10月7日 福祉のまちづくり検討小委員会（第2回）

- ・福祉のまちづくり基本方針の見直しの方向性
- ・次期福祉のまちづくり基本方針の推進施策

11月27日 福祉のまちづくり検討小委員会（第3回）

- ・次期福祉のまちづくり基本方針（パブリック・コメント案）

12月11日 まちづくり審議会（第1回）

- ・次期福祉のまちづくり基本方針（パブリック・コメント案）

12月24日 パブリックコメント（～令和3年1月13日）

意見等の提出件数：14件5者

【別紙1、別紙2】

令和3年1月29日 福祉のまちづくり検討小委員会（第4回）

（書面開催）

- ・パブコメ結果の報告
- ・次期福祉のまちづくり基本方針（案）

2月15日 まちづくり審議会（第2回）

（オンライン開催）

- ・答申案

3月下旬 基本方針改定

パブリック・コメントにおいて  
提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名：福祉のまちづくり基本方針の改定  
意見提出期間：令和2年12月24日（木）～令和3年1月13日（水）まで  
意見等の提出件数：14件（5者）

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
公共交通	3千人以上駅の2経路目、3千人未満駅のバリアフリー整備を支援すべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> （本文P17） 3千人以上で高齢者等の利用時に一般乗降客より著しく長い距離の迂回を要する駅の2経路目、3千人未満で3千人以上駅と同程度の高齢者、乳幼児連れの利用が見込まれる駅のバリアフリー化を促進する旨を記載しています。
	聴覚障害者のため、駅構内及び車内で音声情報と同様の情報を提供するなど情報格差を解消すべき。	1	<b>【意見を反映】</b> （本文P19） 聴覚障害者向けに、駅構内だけでなく車内でも運行情報等について、わかりやすい情報提供を推進する旨を追記しました。
	聴覚障害者にとって無人駅での音声対応は不便。手話等のやり取りができるカメラなどの設備が必要と思われる。担当駅員の研修も行ってもらいたい。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> （本文P19） 交通事業者による乗客の移動支援のレベルアップとして、交通事業者の移動支援の取組を促すこととしており、無人駅での移動支援の取組を促していきます。あわせて、レベルアップのための研修会を実施することとしています。
	移動支援のレベルアップのための研修会については、当社としても積極的に参加したい。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> （本文P19） 「交通事業者の移動支援のレベルアップのための研修会を実施する」と記載しているので、ご参加ください。
	引き続き、ノンステップバス導入を支援すべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> （本文P18） 民営バス事業者に対するノンステップバス・リフト付きバス等の導入支援を行う旨を記載しています。
	鉄道事業者だけでなくバス事業者に対して、聴覚障害者に対応するための接遇研修を行うべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> （本文P19） 「交通事業者の移動支援のレベルアップのための研修会を実施する」と記載しており、鉄道事業者だけでなくバス事業者に対して研修を行うこととしています。 なお、ご意見を踏まえ、バス事業者の接遇研修に関する数値目標を設定します。
公共施設	主要駅周辺の交差点へエスコートゾーンとLED付音響信号装置の設置を促進すべき。	1	<b>【意見を反映】</b> （本文P17） ご意見を踏まえ、「特に視覚障害者等の利用の多い横断歩道にはエスコートゾーンの整備を進めるとともに、信号機に高齢者や視覚障害者の安全を支援する装置（視覚障害者用付加装置等）の整備を推進する。」を追記します。

	主要駅周辺のタクシー乗降場への誘導点字ブロックの整備を促進すべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> (本文P16) 駅周辺で実施する「まちのチェック&アドバイス」において、タクシー乗降場への点字ブロックの設置についても点検項目としています。必要に応じて設置を助言します。
宿泊施設	聴覚障害者のために、客室とフロントとの連絡設備、エレベーター内での非常連絡設備等を備えるべき。	1	<b>【既に施策化済】</b> (本文P13) ご意見については、既に「施設整備・管理運営の手引き」の推奨基準として明示しています。この基準による施設整備を宿泊施設事業者に働きかけます。
避難所	聴覚障害者のために、避難所において、文字や手話による対応や、コミュニケーションボード、筆談ボードを備えるべき。 また、聴覚障害者への対応方法を避難所運営者や管理者に研修すべき。	1	<b>【意見を反映】</b> (本文P15) ご意見を踏まえ、「各避難所において多様な要配慮者との意思疎通を図るため、コミュニケーションボード等を整備するとともに、必要に応じて手話通訳の配置を行う。県は、市町職員向け研修等を通じて、上記のことについての理解促進を図る。」を追記します。
	聴覚障害者のために、福祉避難所において、手話と字幕の番組が見れるための設備の設置を促進すべき。	1	<b>【意見を反映】</b> (本文P16) ご意見を踏まえ、「県は、各福祉避難所において多様な要配慮者が災害情報入手するための設備(文字放送用テレビ等)の設置・活用を促す。」を追記します。
チェック&アドバイス	聴覚障害者によるチェック&アドバイスを増やすべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> (本文P13) 毎年、聴覚障害者をはじめとした障害者等の利用者、建築・福祉分野の専門家を福祉のまちづくりアドバイザーとして登録しています。引き続き聴覚障害者もアドバイザーの一員としてチェック&アドバイスを実施していきます。
情報提供	障害者対応のまちづくりについて、民間で頑張っている人たちを紹介するためのお店マップ、アプリを作るべき。	1	<b>【既に盛り込み済】</b> (本文P16、P19) ユニバーサル社会づくり推進地区においてユニバーサルマップの作成支援や、ユニバーサルツーリズムに資するユニバーサルマップの作成を推進することとしています。その中で民間事業者のバリアフリーの取組を情報発信していきます。
相互理解	福祉用具展示ホールにおいて、聴覚障害者に関する展示物を増やすべき。	1	<b>【具体の施策の参考とします】</b> (本文P21) 福祉用具展示ホールでは、高齢者・障害者の自立支援、介護従事者の負担軽減等を支援するため、介護ロボットや福祉用具等の情報発信・普及推進に取り組んでいます。ご意見については、今後の展示運営にあたっての参考とします。

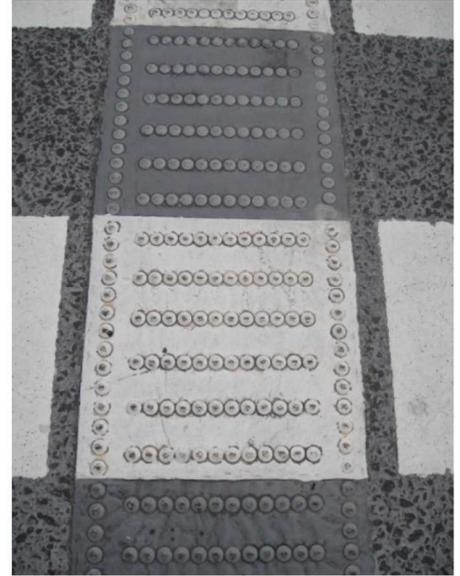
## パブリック・コメントを踏まえた福祉のまちづくり基本方針修正（案）

施策タイトル (本文ページ)	変更前 (パブリック・コメント前)	変更後 (今回修正案)
わかりやすい バリアフリー 情報の提供 (p. 19)	誰もが容易に施設のバリアフリー化の情報が入手できるよう、ピクトグラムや点字を用いた案内板、デジタルサイネージ、音声案内などの活用により、わかりやすい情報提供を推進する。	誰もが容易に施設のバリアフリー化の情報や公共交通機関の運行情報等が入手できるよう、ピクトグラムや点字を用いた案内板、デジタルサイネージ、音声案内、 <u>文字情報</u> などの活用により、わかりやすい情報提供を推進する。 (施策タイトルは「わかりやすい情報の提供」に変更)
既設歩道のバリアフリー化 (p. 17)	高齢者や身体障害者のみならず誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を整備するため、移動等円滑化促進法の重点整備地区等を中心に、波打ち歩道の解消や段差解消等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。	変更前の文章に続けて「また、 <u>特に視覚障害者等の利用の多い横断歩道にはエスコートゾーンの整備を進めるとともに、信号機に高齢者や視覚障害者の安全を支援する装置（視覚障害者用付加装置等）の整備を推進する。</u> 」を追記
避難所運営指針等に基づく避難所の指定 (p. 15)	市町は、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府）」及び「避難所運営指針（県）」に基づき、できる限りバリアフリー化された学校、公民館、福祉スポーツセンター等を一般の避難所として指定する。	変更前の文章に続けて「また、 <u>各避難所において多様な要配慮者との意思疎通を図るため、コミュニケーションボード等を整備するとともに、必要に応じて手話通訳の配置を行う。県は、市町職員向け研修等を通じて、上記のことについての理解促進を図る。</u> 」を追記
バリアフリー化された福祉避難所の指定 (p. 16)	市町は、一般の避難所での避難生活が困難な要援護者のために、段差の解消や障害者トイレの整備された老人福祉センター等を福祉避難所として指定する。	変更前の文章に続けて「 <u>県は、各福祉避難所において多様な要配慮者が災害情報を入手するための設備（文字放送用テレビ等）の設置・活用を促す。</u> 」を追記

## エスコートゾーン及びLED付音響信号機について

### ○エスコートゾーン

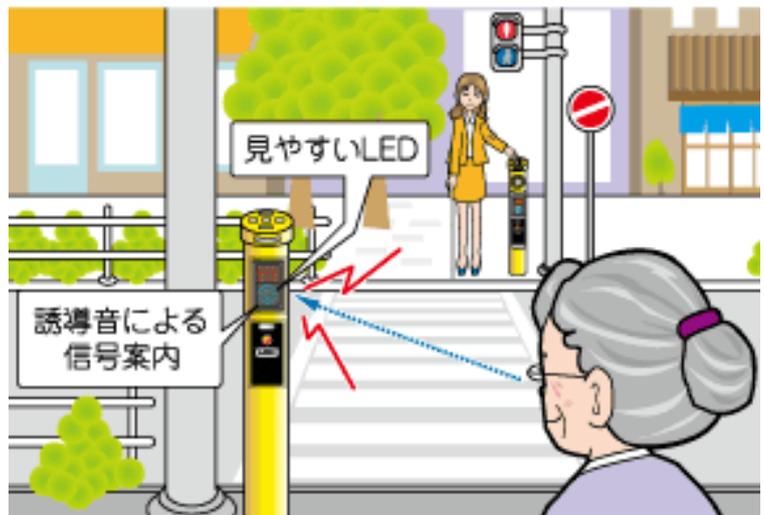
- ・視覚障害者が横断時に手がかりとするため、横断歩道に設置される突起体の列



社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 「まちを歩くために」 (H23.10) より (<http://nichimou.org/>)

### ○LED付音響信号機

- ・高齢者、視覚障害者等に配慮された高さに設置され、色や音を確認しやすい信号機



出典：篠原電機株式会社ホームページ (<https://www.shinohara-elec.co.jp>)